

仕 様 書

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が発注する「中日本高速道路管内における不動産表示登記等業務」（以下「本業務」という。）について適用する。

(用語の定義)

第2条 本仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「会社」とは高速道路を建設及び管理している中日本高速道路株式会社をいう。
- 二 「監督員」とは、受託者への指示、協議又は報告を受ける等の事務を行う者で、契約書第7条に定める者をいう。
- 三 「補助監督員」とは、監督員の行う事務を補助する者で、契約書第7条第2項に定めるものをいう。
- 四 「検査員」とは、契約書第16条に定める完了検査において検査を実施する者をいう。
- 五 「報告」とは、受注者が業務の進捗状況及び法務局や会社からの聞き取り結果等を、必要に応じて監督員に報告することをいう。
- 六 「指示」とは、機構の発議により監督員が受託者に対し、登記業務の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査員が完了検査の結果を基に受注者に対し修正等を求めることをいう。

(業務の概要)

第3条 本業務は、高速道路の建設工事に伴い施工した付替え道水路の所有権移転の前提として、高速道路敷地と付け替え道水路敷地に係る分筆登記等を行うため、機構及び会社が提供する測量データ等に基づき、登記嘱託書の作成及び所掌法務局への提出、補正、取り下げ及び登記完了証等の受領並びにこれらの付随する業務とする。

(種別及び予定数量等)

第4条 登記業務の種別、予定数量等については別紙予定数量表のとおりとする。なお、予定数量表記載の全ての種別が必ずしも発生するものではなく、実績数量については増減が生じる場合がある。なお、各種別の予定数量について2割以上の変更が生じる場合は、事前に監督員へ報告するものとする。

- 2 登記業務の種別については、公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準によるものとする。

(契約単価)

第5条 各種別の契約単価は、入札書記載の金額に別紙予定数量表記載の基準単価率（各単価を基準単価で除したものを乗じた価格（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）とする。

(履行箇所)

第6条 業務の履行箇所は別紙のとおりとする。

(履行期間)

第7条 本業務の履行期間は、契約締結の日の翌日から令和4年3月10日までとする。

(一括委託等の禁止)

第8条 受注者は、業務の全部を一括して、又は機構が仕様書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、機構が仕様書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

2 契約書第3条第1項に規定する「主たる部分」とは、軽微な部分以外の一切の業務をいい、受注者はこれを下請負することはできない。

3 契約書第3条第3項に規定する「軽微な部分」とは、コピー、印刷、製本、資料の収集及び単純な集計とする。

(秘密保持)

第9条 受注者は、提供された秘密情報（機構及び受注者が所有する資料、データ、報告書等で、機構又は受注者により秘密である旨の表示がなされたものをいう。以下同じ）及び個人情報（独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定されるものをいう。以下同じ。）を業務の目的以外に使用してはならない。

2 受注者は、業務の遂行にあたり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏洩、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じるものとする。機構が求めた場合、受注者は「管理に必要な措置」について定めた情報管理基準を機構に提示しなければならない。

3 機構が管理する秘密情報及び個人情報は、物的移動（複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む）や磁氣的・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持出してはならない。

4 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示及び漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものは、この限りでない。

- 一 この契約への違反によらずに公知であるか、又は入手後公知となった情報
- 二 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報

- 三 本業務と無関係に、当事者が開発した情報
 - 四 相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
 - 五 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報
- 5 受注者は、本業務の履行期間終了後、速やかに、秘密情報及び個人情報に記載又は記録された文書・図面電磁的記録の媒体（複写物及び複製物を含む。）を返還し、返還が不可能又は困難な場合には、機構の指示に従って、当該媒体を消去又は廃棄する。秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、契約期間終了後もなお有効とする。
- 6 受注者が当該業務の一部を第三者に委託した場合には、受注者は第三者に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について本契約における受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。

（業務実施計画書の策定）

第10条 受注者は、契約の翌日から14日以内に、契約書第4条に定める業務実施計画書を提出するものとする。

（監督員への報告）

- 第11条 受注者は、履行期間が6カ月を超える場合においては、毎月25日（土日祝日の場合は翌営業日）に作業の進捗状況を仕様書**様式1**、**様式2**及び**様式3**により監督員へ報告するものとし、25日以降に処理したものについては、翌月の報告に計上するものとする。
- 2 受注者は、仕様書第13条における会社からのヒアリング内容及び仕様書第14条における法務局との調整に関する報告をする際には、仕様書**様式4**によるものとする。

（監督員等の指示）

- 第12条 受注者は、登記業務の実施にあたっては、監督員等から必要な指示を受けるものとする。指示は原則として仕様書**様式5**により行うものとする。
- 2 受注者は、登記業務の実施にあたり、本仕様書又は監督員等の指示について疑義が生じたときは、監督員等と協議するものとする。

（会社からのヒアリング等）

- 第13条 受注者は、仕様書第10条の業務実施計画書の提出に先立ち、会社に対して登記内容についてのヒアリングを行い、併せて次の各号に定める資料又は類する資料（以下、「貸与資料等」という。）について、会社から貸与又は交付を受けるものとする。
- 一 土地登記簿謄本・抄本の写し
 - 二 公図・地図の写し又は公図連続図
 - 三 地積測量図の写し
 - 四 管理用図面Aマイラー（現況平面図）

五 管理用図面Bマイラー（求積図）

六 境界確認書又は立会証明書の原本

七 その他必要書類

- 2 受注者は、前項各号の資料の貸与等を会社から受けた場合は、仕様書様式6を会社に提出するものとする。
- 3 受注者は、業務が完了したときは、貸与を受けた資料を速やかに返還し、仕様書様式7を会社に提出するものとする。
- 4 貸与資料等の貸与時期は、原則として契約締結直後とするが、業務の進捗と併せて新たに資料が必要となった場合は、その都度会社から貸与資料等の貸与又は交付を受けるものとする。

（法務局との調整）

第14条 受注者は、登記申請にあたり事前に管轄法務局と申請時期及び申請件数について調整を図るものとする。

- 2 本業務の管轄法務局における月当たりの分筆登記処理予定数量は、事前確認の結果次表のとおりであり、これを基本として前項の調整を行い、仕様書第10条の業務実施計画書を策定するものとする。

管轄法務局	月当たりの 分筆登記予定数量	備考
横浜地方法務局 大和出張所	20筆/月	
名古屋法務局 岡崎支局	30筆/月	
三重地方法務局 四日市支局	20筆/月	

(作業内容)

第15条 本業務における作業内容は、次の各号のとおりとする。

一 資料調査：法務局等の公的機関その他の者が保管する「公簿類」、「地図類」、「図面類」の閲覧、謄写、収集、調査、照合及び分析整理並びに「疎明書面」の照合及び点検の作業をいう。数量計上できる範囲は別紙「資料調査の数量計上について」によるものとする。なお、文中の対象となる資料は次の通りとする。

イ「公簿類」とは、法務局その他の官公署、組合等が備え付け又は保管する簿冊類の総称で、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 法務局備え付けの土地登記簿、登記事項要約書、登記事項証明書、閉鎖登記簿謄本、旧土地台帳又は旧家屋台帳等。
- (2) 地方自治体備え付けの固定資産税台帳、補充課税台帳、名寄帳、道路台帳、河川台帳、換地明細書等。
- (3) その他の官公署・組合（解散した組合にあつては、個人を含む。）備え付けの台帳等。

ロ「地図類」とは、法務局又はその他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する地図類の総称で、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 法務局備え付けの地図又は土地所在図。
- (2) 地方自治体備え付けの公図副本、地積図、換地図、道路地図、河川地図等。
- (3) 区画整理組合、土地改良区、耕地整理組合（解散した組合等にあつては、個人を含む。）等が保有する土地所在図、森林施行図等又は個人が保有する古地図等。

ハ「図面類」とは、法務局その他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する確定測量図等の総称で、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 法務局備え付けの地積測量図等。
- (2) 地方自治体備え付けの土地区画整理の確定図。
- (3) 土地区画整理組合、土地改良区又は耕地整理組合（解散した組合等にあつては、個人を含む。）等が保有する確定測量図（面積、辺長、境界点及び数値の記載のある図面をいう。）
- (4) 管理者が保管する公共用地・長狭物の確定測量図（面積の記載のないものを含む。）その他これに類する確定測量図。

二 「疎明書面」とは、会社から貸与された立会証明書等の書面をいう。

二 現地調査：会社が現地において指示した事項と前各号の収集した資料に基づく、土地の物理的状況及び利用状況、地形、境界標の有無又は測量上準拠すべき基準点の有無等の調査をいう。なお、「分筆登記」、「地図訂正申出」、「合筆登記」及び「地目の変更」において同一地番の重複適用はしないものとする。

三 分筆登記：嘱託書（副本含む。）、地積測量図等の法定添付書類の作成、コピー及び編綴及び嘱託書の提出、受領等の嘱託手続を行うこと及び次の各号に掲げる手続きをいう。

なお、受注者は、現地調査書の作成欄に現地調査を行った調査士の氏名を記載し職印を押印するものとする。

イ「地積更正」とは、地積の変更、更正が必要となるときに、分筆登記と併せて嘱託登記するものとし、地積更正にかかる地積測量図は、同号で作成した地積測量図を、現地調査書は、第七号で作成した現地調査書を準用するものとする。

ロ「地形図」とは、分筆登記の嘱託書に添付するものをいう。なお、法務局における公図への分筆線の書き込みが、隣接地（分筆予定地）と連続性をもって実施されるよう作成すること。

四 地図訂正申出：申出書及び地図訂正に必要な添付書類を作成することをいう。

五 合筆登記：嘱託書（副本含む。）、登記に必要な添付書類の作成、コピー及び編綴及び嘱託書の提出、受領等の嘱託手続を行うことをいう。地形図が必要な場合は、その作成も含む。

六 地目の変更：嘱託書（副本含む。）、登記に必要な添付書類の作成、コピー及び編綴及び嘱託書の提出、受領等の嘱託手続を行うことをいう。

七 現地調査書：不動産登記規則第93条に規定する調査報告書をいう。また、現地への案内図の作成も含むものとする。受注者は、現地調査書の作成欄に現地調査を行った調査士の氏名を記載し職印を押印するものとする。なお、連件申請により、同一の書類を1通で全ての登記申請に援用する場合は、1通のみの数量計上とする。

八 民地立会確認：対象地において、民地との境界を確認すべく、相隣者間の合意を得る作業をいい、次の各号に掲げる手続をいう。

イ「立会確認」とは、境界立会において、既存の境界標が容易に発見でき、明確な資料が存在する場合にする相隣者の合意を得る作業をいう。

ロ「測距・探索」とは、境界立会において、境界標が容易に発見できない場合にする、収集資料に基づいて距離及び角度を測定し、概ね15cm程度の表土除去により境界標を探索し、相隣者の合意を得る作業をいう。

ハ「特殊作業」とは、境界立会において、境界標の全部又は一部が発見できない場合に、既存の調査資料に基づき距離、角度の測定により掘削、破碎、伐採等の作業を行って境界標を探索し、相隣者の合意を得る作業をいう。

九 公共用地境界立会（Aランク）：公共用地を管理する官公署等に対し、境界確認申請書に案内図、付近見取図、公図写等を添付して申請手続を行い、かつ、平易な現地での立会作業をする場合をいう。

十 書類の作成（文案を要するもの）：次の各号に掲げる書類を作成するものをいう。ただし、契約書第5条に定める委任状は対象外とする。なお、連件申請により、同一の書類を1通で全ての登記申請に援用する場合は、1通のみの数量計上とする。

イ「地役権図面」

ロ「証明書」

ハ「上申書、理由書、同意書、承諾書」

二「交付手続を要する書面」

十一 原本の複製：前号で作成した書類を原本還付請求する場合に適用するものとする。ただし、契約書第5条に定める委任状は対象外とする。なお、連件申請により、同一の書類を1通で全ての登記申請に援用する場合は、1通のみの数量計上とする。

(日当)

第16条 日当は、本業務の実施にあたって、法務局等から実地調査の立会を求められた場合又は特殊な事情で法務局との打合せ又は協議が必要となった場合等に発生するものとする。なお、往復の移動時間を含めて2時間を超え、4時間までの場合は「半日」とし、4時間を超える場合は「1日」とする。

(登記手数料)

第17条 登記手数料については立替払いとし、仕様書様式8、仕様書様式9及び取得した書類又は写しを添付して機構に請求するものとする。

2 登記手数料の額は、登記手数料令に定める額とする。また、登記情報提供サービスを利用した場合は、同令に定める額に民事法務協会手数料を加えた額とする。

3 登記情報提供サービスによる取得が可能なものは、同サービスを利用するものとする。

(交通費)

第18条 本業務の履行により必要とする交通費は受注者の負担とする。

(成果品)

第19条 提出する成果品は、別表のとおりとする。

2 受注者は、次の各号及び別途監督員の指示により成果品を作成するものとする。

一 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、機構及び受注者の名称を記載する。

二 目次及び見出しを付し、別表「成果品一覧」に記載する順序でファイリングする。

3 前項における様式等は別紙「成果品サンプル」の通りとする。

成果品一覧

種別	成果品	部数
共通	資料調査筆一覧（様式 9）	1
	登記完了一覧（様式 10）	1
	登記処理困難案件一覧（様式 11）	1
	上記電子データ（Microsoft Excel）…CD-R	1
分筆登記（加算共） ※地積更正含む	登記完了証	1
	嘱託書写し	1
	添付書類写し（疎明書面含む）	1
	境界標写真（近景・遠景）	1
地図訂正申出（加算共）	訂正済証	1
	申出書写し	1
	添付書類写し（疎明書面含む）	1
	境界標写真（近景・遠景）	1
合筆登記（加算共）	登記完了証	1
	嘱託書写し	1
	添付書類写し	1
	現地調査状況写真	1
地目の変更（加算共）	登記完了証	1
	嘱託書写し	1
	添付書類写し（疎明書面含む）	1
	現地調査状況写真	1
民地境界立会	境界確認書の写し（図面添付、立会者押印付）	1
	立会状況写真	1
公共用地境界立会	境界確認書の写し（図面添付、立会者押印付）	1
	立会状況写真	1
文案を要するもの	作成文書一覧	1
	作成文書写し	1
原本の複製	複製文書一覧	1
	複製文書写し	1
日当	立会・打合記録簿等 （具体的に協議事項を記載する）	1

予定数量表

業務名) 中日本高速道路管内における不動産表示登記等業務

項目	種別	単位	予定数量	基準単価率	備考
資料調査	公簿類	筆	281	4.204%	
	地図類	筆	50	4.204%	
	図面類	筆	135	9.439%	
	疎明書面	件	35	19.497%	
現地調査費	現地調査費	件	62	68.961%	
分筆登記	分筆後の土地2筆まで	件	64	100.000%	※基準単価項目
	1筆増すごと加算	筆	91	21.558%	
	地積更正	件	12	86.768%	
	地形図	件	64	21.352%	
地図訂正申出	地図訂正申出	件	0	86.768%	
	1筆増すごと加算	筆	0	46.908%	
合筆登記	合筆前の土地2筆まで	件	0	47.238%	
	1筆増すごと加算	筆	0	5.194%	
地目の変更	地目の変更	件	2	47.238%	
	1筆増すごと加算	筆	17	5.194%	
現地調査書	現地調査書	通	65	21.352%	
民地境界立会	立会確認	点	65	37.304%	
	測距・探索	点	9	50.206%	
	特殊作業	点	1	62.984%	
公共用地境界立会	Aランク	点	2	81.080%	
書類の作成	文案を要するもの	通	64	21.352%	
	原本の複製	通	64	5.235%	
日当	1日(4H以上)	回	1	188.376%	
	半日(2H以上～4H未満)	回	1	94.188%	

※基準単価項目・・・当該項目の単価(税抜)を入札書に記載する。

業務の履行箇所

道路名	都道府県	市町村	代表地番	中日本高速道路(株) 担当事務所
第二東海自動車道 横浜名古屋線	神奈川県	海老名市	海老名市中野字月之浦 399-2	東京支社 厚木工事事務所
			海老名市門沢橋字跡堀 635-23	
			海老名市門沢橋字新田 1374-1	
	愛知県	岡崎市	秦梨町字美岩 7	名古屋支社 豊田保全・サービス センター
			岩戸町字飛井内口 3-1	
			米河内町字松森 1-3	
近畿自動車道 名古屋神戸線	三重県	四日市市	伊坂台二丁目 40 番	名古屋支社 四日市工事事務所

資料調査の数量計上について

以下は、成果数量として計上できる範囲を示すものである。

分筆登記(地積更正)、地図訂正

【例】申1、申2をそれぞれ分筆する場合

隣1 (図有)	隣2 (図有)		隣5 (図無)		隣7 (図有)
	申1 (図有)	隣4 (図無)	申2 (図無)	隣6 (図有)	
	隣3 (図有)				

申…申請地、隣…隣接地

図有…地積測量図が存在する場合、図無…地積測量図が存在しない場合

	申請地	隣接地	計
公簿類	2	7	9
地図類	2	7	9
図面類	1	5	6

注1) 隣2、隣4は二重計上しない

注2) 地積更正及び分筆で二重計上しない

合筆登記

【例】申1と申2を合筆、申3と申4を合筆する場合

隣1	隣2		隣5		隣7	
	申1 (図有)	申2 (図有)	隣4	申3 (図有)		申4 (図無)
	隣3			隣6		

申…申請地、隣…隣接地

図有…地積測量図が存在する場合、図無…地積測量図が存在しない場合

	申請地	隣接地	計
公簿類	4	7	11
地図類	4	7	11
図面類	3	-	3

注1) 隣2、隣4は二重計上しない

注2) 隣接地の図面類は計上しない

地目変更

【例】申1、申2をそれぞれ地目変更する場合

隣1	隣2		隣5		隣7
	申1 (図有)	隣4	申2 (図無)	隣6	
	隣3				

申…申請地、隣…隣接地

	申請地	隣接地	計
公簿類	2	7	9
地図類	2	7	9
図面類	1	-	1

注1) 隣2、隣4は二重計上しない

注2) 隣接地の図面類は計上しない

注3) 申請地の図面類については必要に応じて計上する。

(例: 範囲の特定のため確認が必要な場合等)

※分筆申請地・合筆申請地・地目変更・地図訂正申請地が同一筆の場合、二重計上しない。

監督員 殿

請負人名

進捗状況報告(月分)【執行】

業務名)

項目	種別	単位	予定数量	執行数量							残数	備考
				月	月	月	月	月	月	月		
資料調査	公簿類	筆										
	地図類	筆										
	図面類	筆										
	疎明書面	件										
現地調査費	現地調査費	件										
分筆登記	分筆後の土地2筆まで	件										
	1筆増すごと加算	筆										
	地積更正	件										
	地形図	件										
地図訂正申出	地図訂正申出	件										
	1筆増すごと加算	筆										
合筆登記	合筆前の土地2筆まで	件										
	1筆増すごと加算	筆										
地目の変更	地目の変更	件										
	1筆増すごと加算	筆										
現地調査書	現地調査書	通										
民地境界立会	立会確認	点										
	測距・探索	点										
	特殊作業	点										
公共用地境界立会	Aランク	点										
書類の作成	文案を要するもの	通										
	原本の複製	通										
日当	1日(4H以上)	回										
	半日(2H以上~4H未満)	回										

注1) 各種別について、記載する。

注2) 各登記の執行数量は、登記申請(法務局へ書類を提出)した数量を記載する。

監督員 殿

請負人名 _____

進捗状況報告(月分)【資料貸与】

業務名)

項目	種 別	単位	予定 数量	資料貸与数量								残数	備考
				月	月	月	月	月	月	月	累計		
資料調査	公簿類	筆											
	地図類	筆											
	図面類	筆											

注1)会社から貸与を受けた資料についての土地調書を添付すること。

(様式4)

業務報告書

(業務名)

令和 年 月 日

第 回	令和 年 月 日 報告書を受領しました。					
委託者印	監督員	補助監督員		受託者印	受託者	
下記のとおり報告します。						
【報告概要】						
【詳細】						

業務指示簿

(業務名) _____

令和 年 月 日

No. _____

委 託 者					
監督員	印	補助監督員	印	検査員	印
下記のとおり指示する。 (指示内容)					
以上による業務委託料変更協議対象の有無			有 ・ 無		
以上による履行期間変更協議対象の有無			有 ・ 無		
上記の指示書を受領しました。			受託者		印

(注) 2部作成し、委託者、受託者各1部を保有する。

※変更契約の記載について、該当しない場合は取消し線により削除すること。

(様式6)

令和 年 月 日

〇〇高速道路株式会社〇〇支社
〇〇事務所長 殿

請負人 印

貸 与 図 書 借 用 書

業務の名称 _____

令和 年 月 日付で独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した標記業務
について、仕様書第13条に基づく貸与図書について下記のとおり借用しました。

記

品名	規格	単位	数量	備考

(様式7)

令和 年 月 日

〇〇高速道路株式会社〇〇支社
〇〇事務所長 殿

請負人 印

貸 与 函 書 返 納 書

業務の名称 _____

令和 年 月 日付で独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した標記業務
について、仕様書第13条に基づく貸与函書について下記のとおり返納します。

記

品名	規格	単位	数量	備考

立替払一覧

業務名)

種別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
登記情報提供サービス(全部事項)	通				
登記情報提供サービス(図面等)	通				
地積測量図	通				
計					

※内訳は様式9の記載のとおり

登記完了一覧

業務名)

整理番号	登記種別 (記載例)	申請年月日	受付年月日	受付番号	登記年月日	市町村	大字 (丁目)	字	元地番	変更後の地目	分筆後 又は 合筆後の地番	分筆後 又は 合筆後の地積 (㎡)	疎明書類		分筆登記			地図訂正		合筆登記		地目変更		現地調査書	民地境界 立会		公共用 地境界 立会						
													書類名	件数	基本	加算	地形図	基本	加算	基本	加算	基本	加算		基本	加算		立会確認	特殊作業				
1	分筆 地積更正	H24.9.1	H24.9.2	〇〇	H24.9.20	〇〇市	〇〇	〇〇	1000 - 1	-	1000 - 1 1000 - 2 1000 - 3 1000 - 4	100.00 70.00 50.00 30.00	立会証明書 境界確認書	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
2	合筆	H24.9.1	H24.9.2	〇〇	H24.9.20	〇〇市	〇〇	〇〇	2000 - 1 2000 - 2 2000 - 3 2000 - 4	-	2000 - 1	1,500.00	-		1																		
3	地目変更	H24.10.1	H24.10.2	〇〇	H24.10.20	〇〇市	〇〇	〇〇	1000 - 1 1000 - 2 1000 - 3 1000 - 4	公共用道路 公共用道路 用蓋水路 用蓋水路	- - - -	- - - -	-											1									
4	地図訂正	H24.10.1	H24.10.2	〇〇	H24.10.20	〇〇市	〇〇	〇〇	1500 - 1 1500 - 2 1500 - 3																								
													合計																				

分筆と重複のため
カウントしない

成果品サンプル

【表紙レイアウト（例）】

- ・ 成果品は全てA4サイズのキングファイルにファイリングすること。
- ・ キングファイルの厚さについては、成果品の量に応じて受注者にて決定すること。

(表紙)

(背表紙)

令和〇〇年度

業務名) 〇〇内における不動産表示登記等業務

業務履行箇所：〇〇県〇〇市〇〇地内

〇〇県〇〇市〇〇地内

成果概要：

分筆登記：〇〇筆

合筆登記：〇〇筆

地目変更：〇〇筆

地図訂正：〇〇筆

受注者：〇〇

発注者：(独) 日本高速道路保有・債務返済機構

工期：自) 令和 年 月 日

至) 令和 年 月 日

(〇冊 / 〇冊)

令和〇〇年度

業務名) 〇〇内における不動産表示登記等業務 (〇冊 - 〇冊)

受注者: 〇〇

発注者: (独) 日本高速道路保有・債務返済機構

工期: 自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

【目次レイアウト（例）】

— 成 果 品 目 次 —

1/4 (冊)	1. 資料調査 ○資料調査筆一覧（様式5） ・公簿類 ・地図類 ・図面類 ・数量根拠図
2/4 (冊)	2. 登記完了一覧等 ○登記完了一覧（様式6） ○登記処理困難案件一覧（様式7） 3. 分筆登記（加算共・地積更正含む） ・登記完了証 ・嘱託書写し ・添付書類写し —調査報告書 —地積測量図 ・境界標写真 4. 地図訂正申出（加算共） ・登記完了証 ・嘱託書写し ・添付書類写し ・境界標写真
3/4 (冊)	5. 合筆登記（加算共） ・登記完了証 ・嘱託書写し ・添付書類写し ・現地調査状況写真 6. 地目変更登記（加算共） ・登記完了証 ・嘱託書写し ・添付書類写し ・現地調査状況写真 7. 民地境界立会 ・境界確認書写し ・立会状況写真 8. 公共用地境界立会 ・境界確認書写し ・立会状況写真

4/4 (冊)	9. 文案を要するもの ・作成文書一覧 ・作成文書 10. 原本の複製 ・複製文書一覧 ・複製文書写し 11. 電子データ（CD-ROM） 様式5、様式6、様式7
------------	--

業務履行箇所：○○県○○市○○地内
○○県○○市○○地内

成果概要：
分筆登記：○○筆
合筆登記：○○筆
地目変更：○○筆
地図訂正：○○筆

3 分筆登記(加算共・地積更正含む)

※1 登記完了証
嘱託書写し
添付書類写し

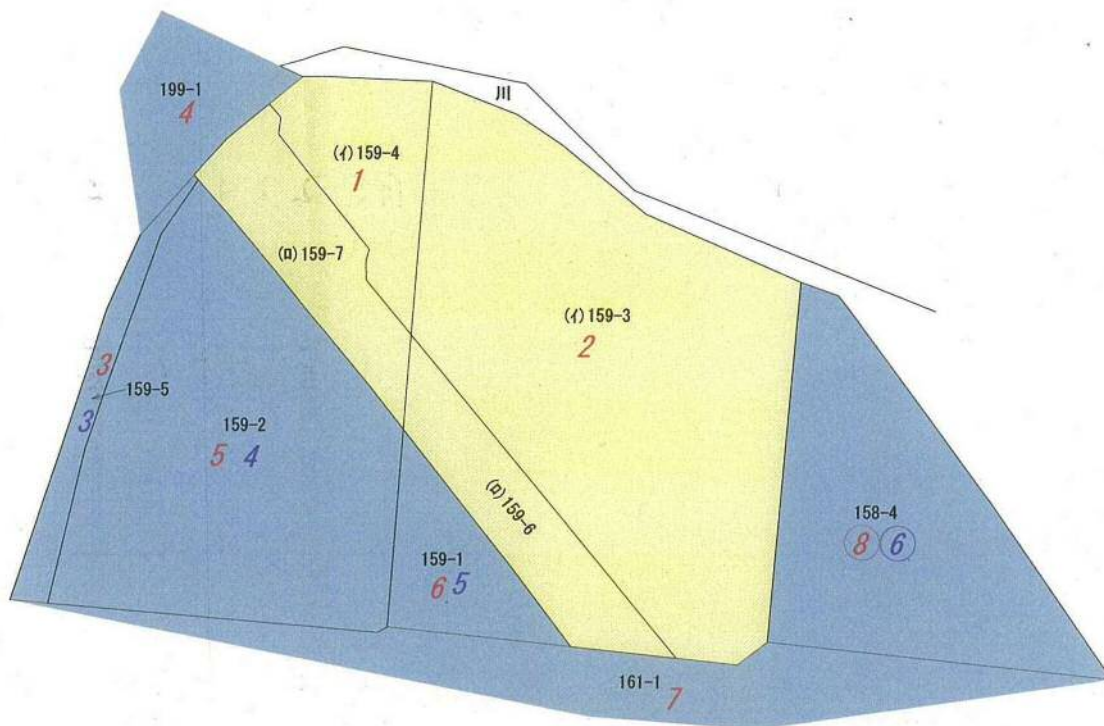
※1

- ・登記完了証
- ・登記嘱託書
- ・地積測量図
- ・不動産調査報告書

を1セットとして、1筆毎に綴じ込むこと。

綴じ込んだものについては、
登記完了一覧（様式6）に付した整理番号に応じて、
成果品の登記完了証にインデックスを付けること。

【数量根拠図（例）】



公簿類・地図類集計		
所在：浜松市北区引佐町の場		
赤字	対象地	2筆
赤字	隣接地	6筆
	合計	8筆

図面類集計		
所在：浜松市北区引佐町の場		
青字	対象地・隣接地	6筆

公簿類・地図類集計		
所在：浜松市北区引佐町の場		
赤紫字	処理困難対象地	0筆
青緑字	処理困難隣接地	0筆
	合計	0筆

図面類集計		
所在：浜松市北区引佐町の場		
青緑字	処理困難対象地・隣接地	0筆